

読み替える会 読みの替へら	読み替へる字句
社法の規定	れる字句
第三百四十五條第一項	選任若しくは再任又は解任又は再任又は辞任
辞任	

第三百九十六電磁的記録電磁的記録（労働金庫法第二十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

（電磁的方法による通知の承諾等）

第一条の九 法第四十九條第三項の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第二条 法第五十七條第二項（法第六十二條の五第五項、第六十二條の六第七項及び第六十二條の七第五項において準用する場合を含む。）並びに法第九十四條第一項及び第三項において準用する銀行法（第五條から第六條まで、第九條から第十條の二まで及び第十一條において「準用銀行法」という。）第三十四條第一項及び第三十五條第一項ただし書に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で内閣府令・厚生労働省令で定めるものとする。

（会員以外のものに対する資金の貸付け等）

第三条 労働金庫が法第五十八條第四項の規定により行うことができる労働金庫の会員以外のものに対する資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第五号まで及び第八号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該労働金庫の資金の貸付け及び手形の割引（第九号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

一 会員以外のものに対しその預金又は定期積金を担保として行う資金の貸付け及び手形の割引

二 会員以外のもので次に掲げるものに対し金融庁長官及び厚生労働大臣の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け
イ 法第十三條第一項に規定する個人会員（以下この条において「個人会員」という。）たる資格を有する者
ロ 法第五十八條第二項第三号に規定する間接構成員（法人又は団体であるものを除く。以下この条において「間接構成員」という。）個人会員又はイに掲げる者と生計を一にする配偶者その他の親族
三 個人会員又は間接構成員であつた者に対する資金の貸付け（個人会員又は間接構成員であつた間に締結した契約に基づくものに限る。）

四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十二號）第二條第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二號）第二條第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八號）第二條第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人勤務者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十七號）第二條第五項に規定する選定事業者に対する同条第四項に規定する選定事業に係る資金の貸付け
六 地方公共団体に対する資金の貸付け
七 独立行政法人勤務者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤務者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二號）第十一條に規定する資金の貸付け

八 地方住宅供給公社その他次に掲げるもので金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに対する資金の貸付け及び手形の割引
イ 営利を目的としない法人
ロ 労働者の福祉の増進を図るため資金の貸付け又は手形の割引を行うことが適当なもの

九 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引（信託に係る事務に関する業務等に関する法令の適用）

第三条の二 法第五十八條第七項第四号及び第五十八條の二第三項第四号に掲げる業務に関して

は、信託業法（平成十六年法律第五十四號）第五十條の二の規定の適用については、金庫を同条第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十條の二第十二項の規定により適用する同法第三十四條第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十條の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

業法の規定	読み替える信託読み替えられる読み替える字句	名称
第五十條の二第二商号	字句	
第三項第一号		出資の総額
第五十條の二第二資本金の額		
第三項第二号		
第五十條の二第二取締役及び監査役（監査等委員設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役、持分会社にあつては業務を執行する社員）		事務所
第五十條の二第二営業所		
第三項第七号		出資の総額
第五十條の二第二資本金の額		
第六項第二号		出資の総額
第五十條の二第二取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役		事務所又は監事
第五十條の二第二行うすべての営行うすべての		事務所
第十二項の表第三業所		
第十四條第一項の		
第五十條の二第二又は監査役		取締役若しくは執行役又は監査役
第十二項の表第四十一條第二項第二号の項		
若しくは監査役又は業務を執行する社員		監査役

第五十條の二第二行うすべての営行うすべての
第十二項の表第四業所
事務所
第五十條の二第二これらの業務
第十二項の表第四業所その他の施設若しくは当該信託会社を子会社とする持株会社の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、これらの業務
事務所その他の施設に立ち入らせ、これらの業務
取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役

第五十條の二第二又は監査役
第十二項の表第四業所
事務所
第五十條の二第二これらの業務
第十二項の表第四業所その他の施設に立ち入らせ、これらの業務
取締役若しくは執行役、会計参与又は監査役

2 法第五十八條の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七號）第三十三條第一項第十一号その他の法令の規定で、社債等（地方債又は社債その他の債券をいう。以下この項において同じ。）の募集若しくは管理の委託に係るもの又は社債等の発行その他の社債等に関する事務の委託に係るものの適用については、労働金庫連合会をこれらの委託を受けることができる会社又は銀行とみなす。

3 法第五十八條の二第三項第五号及び第六号に掲げる業務に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二號）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、労働金庫連合会を同法第三條の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。

（金融庁長官及び厚生労働大臣の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け）
第四条 法第六十二條第六項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。

（を除く。）
 びいから八までに掲げる者に該当するもの
 を除く。）
 ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。
 へ及び次号において同じ。）であつて、当
 該同一人自身の総株主等の議決権（法第三
 十二条第五項に規定する総株主等の議決権

をいう。以下同じ。）の百分の五十を超え
る議決権（同項に規定する議決権をいう。
以下同じ。）を保有するもの（ここに掲げる

者に該当するものを除く。）
 へ 会社以外の者であつて、口に掲げる者の
 総株主等の議決権の百分の五十を超える議
 決権を保有するもの（口に掲げる者に該当
 するものを除く。）

ト ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有す

る法人等（当該同一人自身及びイからへまでに掲げる者に該当するものを除く。）

トに掲げる者の合算子法人等及び合算関係
連法人等（当該同一人自身及びイからトま

でに掲げる者に該当するものを除く。）
リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第

六項において「合算会社」といふ一及び
ホ又はへに掲げる者（へに掲げる者にあつ
ては、当該同一人自身を子会社とする会社

の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4) 前項の議決権を保有する者は、(4)において

の五十を超える議決権を保有する也の会社

(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。)

当該同一人自身の子会社

(2) 当該同一人自身を子会社とする会社
(3) に掲げる会社の子会社（当該同

一人自身及び（１）又は（２）に掲げる
会社に該当するものを除く。）

(4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を招える義央産を呆

有する会社（当該同一人自身及び（２）に掲げる会社と該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合、お
及び当該会社の子会社

ける次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権

の百分の五十を超える議決権を保有する会

- 社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）
- ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
- 2 前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等という。
- 一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）の場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。
- 二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）の場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。
- 三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）
- 3 第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。
- 4 第一項、第二項及びこの項において子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。
- 5 法第三十二条第六項の規定は、第一項、第二項及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。
- 6 第一項第一号に掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。
- 7 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 貸出金として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 二 債務の保証として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 三 出資として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 四 前三号に掲げるものに類するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
- 8 準用銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人）をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。
- 9 準用銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
- 一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十一項において「債務者等」という。）の事業（次号及び第四号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該金庫が当該債務者等に対して準用銀行法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項において「信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 二 労働者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給する事業その他の地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とした事業を行っている債務者等（日本勤労者住宅協会その他の営利を目的としない法人で金融庁長官及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）に対して、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。
- 三 労働金庫に係る信用の供与等にあつては、当該労働金庫の会員である労働組合がその構成員である労働者に対し生活の維持のため緊急に貸付けを行う必要がある場合において、当該労働金庫が当該労働組合に対して信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該労働組合の構成員である労働者の生活の維持に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 四 労働金庫連合会に係る信用の供与等にあつては、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業その他の内閣府令・厚生労働省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行っている債務者等に対して、当該労働金庫連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。
- 五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば当該金庫又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める理由
- 10 準用銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。
- 11 準用銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。
- 一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（準用銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十三項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して準用銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 二 当該金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 三 第九項第二号又は第四号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。
- 四 第九項第三号に規定する場合において、当該労働金庫及びその子会社等又はその子会社等が同号の労働組合に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないうこととすれば、当該労働組合の構成員である労働者の生活の維持に著しい支障を生ずるおそれがあること。
- 五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

[illegible]

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定
 - 二 水産業協同組合法第百十四条の規定による認定
 - 三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定
 - 四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定
 - 五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定
- 2 準用銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。
- 一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 二 水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会
 - 四 銀行法第二十三条に規定する認定電子決済等代行業者協会
 - 五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
- （認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外）
- 第七條の二の五 準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定労働金庫電子決済等代行業者協会の役員等（準用銀行法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等）を以て、以下この条において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。**

農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定	同法第九十二条の五の七各号に掲げる業務	水産業協同組合法第百十四条の規定による認定	同法第百十五条各号に掲げる業務	協同組合による金融事業に関する法律第六十条の五の七各号に掲げる業務	銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定	同法第五十二条の六十一の二十各号に掲げる業務	農林中央金庫法第九十五条の五の七の規定による認定	同法第九十五条の五の八各号に掲げる業務	株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定	同法第六十条の二十一各号に掲げる業務	株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の規定による認定	（外国法人等である労働金庫電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え） 第七條の二の六 労働金庫電子決済等代行業者（法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二十三条第二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を含む。第十条の三において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三十の規定による読替えは、次の表のとおりとする。
読み替える法読み替える字句 第九十四条第... 五項において字句 準用する銀行 法の規定	読み替える字句	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名

第五十二条の営業所 六十一の三第 一項第三号	所在地 所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）	第五十二条の含む。 六十一の三第 二項第二号	含む。並びに国内における主たる営業所又は事務所（国内に営業所又は事務所を有する場合に限る。）	第五十二条の役員 六十一の七第 一項第三号	役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）	第五十二条の決定に 六十一の七第 一項第四号	決定に相当するものを含む。次号において同じ。）を 受けたとき	破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）	破産管財人（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）	第五十二条のとき 六十一の七第 一項第五号	とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）	第五十二条の事務所 六十一の八第 一項第四号	事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人	第五十二条の営業所 六十一の十七 第二項	所在地（法 人であるときは代理人の所在 場合にあつては、その法人を代表する役員 の所在）
------------------------------	--	------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	------------------------------	---	----------------------------	---

（指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外）

第七條の二の七 法第九十四条第七項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定

- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
 - 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
 - 四 水産業協同組合法第百十八条第一項の規定による指定
 - 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
 - 六 協同組合による金融事業に関する法律第六十条の五の十二第一項の規定による指定
 - 七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の十二第一項の規定による指定
 - 八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
 - 九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
 - 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
 - 十一 保険業法第三百八条の二第二項の規定による指定
 - 十二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定
 - 十三 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
 - 十四 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
 - 十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九十九条第一項の規定による指定
- （情報通信の技術を利用して提供する方法）
- 第七條の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下こ**

の条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は労働金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として

損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第七条の六 法第九十四条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法	読み替える品取引法の規定
第三十三条	同条第三十一項第二項第三
第三十四条	第四号 十一項 第四
第三十七条の三	商号、名称又は名称
第一項第一号	氏名

（信用秩序の維持を図るために必要な事由）

第八条 法第九十七条第五項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 労働金庫にあつては、次のイ及びロのいずれにも該当すること

イ 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急に執られなければ、労働金庫が預金及び定期積金（ロ及び次号において「預金等」という。）の払戻しを停止するおそれがあること

ロ 労働金庫が預金等の払戻しを停止した場合には、当該労働金庫が業務を行つている地域又は分野における融資比率が高率であることにより、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること

二 労働金庫連合会にあつては、次のイ及びロのいずれにも該当すること

イ 自己資本の充実その他の経営の健全性を確保するための措置が早急に執られなければ、労働金庫連合会が預金等の払戻しを停止するおそれがあること

ロ 労働金庫連合会が預金等の払戻しを停止した場合には、他の金融機関の連鎖的な破綻を発生させることにより、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態を生じさせるおそれがあること

（内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第九条 法第九十八条第一項に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 法第六十六条の規定による免許

二 法第九十五条の規定による事業の免許の取消し

三 法第九十六条の三（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定による通知

四 準用銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示

（権限の委任）

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限

二 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

三 準用銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

第十条の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、準用銀行法第五十二条の六の二第二項の規定により当該労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一条から第十二条までにおいて「主たる営業所」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十九条の三第一項の規定による許可

二 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る準用銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第七條の二第二項第二号イの規定による承認

五 法第九十一条第二項の規定、準用銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第三項の規定並びに第七條の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 準用銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の求め

八 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 準用銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、労働金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについて適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十条の三 次に掲げる長官権限は、登録申請者（準用銀行法第五十二条の六十一の三に規定す

る登録申請者をいう。）又は労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は労働金庫電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 準用銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 準用銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三 準用銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四 法第八十九条の十二第三項の規定及び準用銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 準用銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第八十九条の十二第二項及び第九十一条第三項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 準用銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の求め

八 準用銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第八十九条の十二第四項の規定並びに準用銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一 準用銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関する

ものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

三 前項の規定により、労働金庫電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

四 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

五 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。（都道府県が処理する事務）

第十一条 長官権限及び法の規定（この政令の規定を含む。）による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条の規定による認可（定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十八条の規定による認可

二 法第九十一条の三ただし書（前号に掲げる認可に係るものに限る。）及び準用銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定による承認

三 法第九十一条の二第二項の規定により前二号に掲げる認可又は承認に条件を付し、及びこれを変更すること。

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号イの規定による承認

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）及び同条第二項の規定による届出の受理、準用銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十の二第二項の規定による届出の受理並びに第六条第二項第三号及び第七条の二第二項第二号ロの規定による届出の受理並びに準用銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十一第一項の規定により提出される書類の受理

六 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限に属する事務

七 準用銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに準用銀行法第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求めること。

八 準用銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 準用銀行法第五十二条の五十二第二項の規定による公衆への縦覧

二 都道府県知事は、前項各号に掲げる事務を行つたときは、金融庁長官（労働金庫代理業者に関するものにあつては、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））及び厚生労働大臣に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

三 前二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

四 都道府県知事が第一項各号に掲げる事務を行うこととする場合においては、法中同項各号に掲げる事務に係る内閣総理大臣及び厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

第十一条の二 第十条の二第一項第七号及び第八号に掲げる権限で一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者の当該所屬労働金庫のために労働金庫代理業者を行う営業所又は事務所（当該労働金庫代理業者の主たる営業所等が所在する都道府県以外の都道府県に所在するもの

に限る。）に関するものについては、金融庁長官若しくは同項に規定する財務局長若しくは福岡財務支局長又は厚生労働大臣のほか、当該営業所又は事務所が所在する都道府県の知事も行うことができる。（書類の経由）

第十二条 法第八十八条の三に規定する政令で定める書類は、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫並びに一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所屬労働金庫として法第八十九条の三第一項の許可を受けようとする者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。次項において「申請者」という。）及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）が、法又は法に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に提出する書類とする。

二 前項の書類は、当該労働金庫の地区の属する都道府県の知事並びに申請者及び当該労働金庫代理業者の主たる営業所等が所在する都道府県の知事を経由して提出しなければならない。

附 則

一 この政令は、銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十六年法律第六十一号）の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

二 労働金庫法の規定による主務大臣の権限を都道府県知事に委任する政令（昭和二十八年政令第三百十九号）及び労働金庫が行うことができる会員以外のものに対する資金の貸付け等の範囲等を定める政令（昭和五十六年政令第二百十号）は、廃止する。

附 則（昭和五十七年九月二八日政令第二七〇号）

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年五月一三日政令第一〇三号）

この政令は、昭和五十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月一九日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行する。

十四条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。

2 新令第一条の二第四項の規定は、平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率（それぞれ同項に規定する預金等総額及び員外預金比率をいう。以下この項において同じ。）が五十億円以上千億円未満であり、かつ、百分の十五以上である労働金庫で、当該労働金庫の当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十五以上である場合について準用する。

3 平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率（それぞれ新令第一条の三第三項に規定する預金等総額及び員外預金比率をいう。以下この項において同じ。）が五百億円以上千億円未満であり、かつ、百分の十五以上である労働金庫で、当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は員外預金比率が五百億円を下回り、又は百分の十五を下回ることとなったものについては、同条第三項の規定は、当該翌事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、適用しない。ただし、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額が新たに二千億円を下回ることとなった労働金庫については、当該事業年度終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、労働金庫法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。

4 新令第一条の三第四項の規定は、平成十三年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率（それぞれ同項に規定する預金等総額及び員外預金比率をいう。以下この項において同じ。）が五百億円以上千億円未満であり、かつ、百分の十五以上である労働金庫で、当該労働金庫の当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十五以上である場合について準用する。

附 則（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月二八日政令第一七号）
この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年二月二五号政令第五五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三日政令第三一七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第五条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

（労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五条 第四条の規定による改正後の労働金庫法施行令（次項及び第三項において「新令」という。）第一条の二及び第一条の三の規定は、平成十六年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 平成十六年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額（新令第一条の二第三項に規定する預金等総額をいう。以下この条において同じ。）及び員外預金比率（同項に規定する員外預金比率をいう。以下この条において同じ。）が五十億円以上かつ百分の十以上百分の十五未満である労働金庫で、当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は員外預金比率が新たに五十億円未満又は百分の十未満となるものの当該翌事業年度については、同条第三項の規定は、適用しない。

3 平成十六年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十以上百分の十五未満である労働金庫又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上である労働金庫で、当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける員外預金比率が新たに百分の十未満となるもの又は預金等総額及び員外預金比率が新たに五百億円未満かつ百分の十以上百分の十五未満となり、若しくは二百億円未満かつ百分の十五以上となるものの翌事業年度については、新令第一条の三第三項の規定は、適用しない。

第六条 第五条の規定による改正後の労働金庫法施行令（次項において「新令」という。）第一条の三の規定は、平成十七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 平成十七年三月三十一日を含む事業年度の開始の時ににおける預金等総額（新令第一条の三第三項に規定する預金等総額をいう。以下この項において同じ。）及び員外預金比率（同項に規定する員外預金比率をいう。以下この項において同じ。）が二百億円以上五百億円未満かつ百分の十以上百分の十五未満である労働金庫で、当該事業年度の翌事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となるものの当該翌事業年度については、同条第三項の規定は、適用しない。

附 則（平成一六年二月二八日政令第四二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附 則（平成一七年六月二日政令第二〇三三号）抄
この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一八年二月三日政令第一九二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二九日政令第八二二号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二九日政令第一七四号）
この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年二月二三日政令第三一七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二日政令第三九二号）
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十二條及び第三十五條から第四十六條までの規定は、公布の日から施行する。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第四十二條 改正法第十五條の規定による改正後の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下この条において「新労働金庫法」という。）第九十四條の二において準用する新金融商品取引法第三十四條の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前において、同項の規定の例により、その申出をすることができ。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新労働金庫法第九十四條の二において準用する新金融商品取引法第三十四條の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができ。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するとき、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新労働金庫法第九十四條の二において準用する新金融商品取引法第三十四條の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六十四條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年二月二四日政令第三六九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日政令第三六九号）抄

(罰則の適用に関する経過措置)

附則（平成二年一月二三日政令第八号）

附則（平成二年二月二八日政令第
三〇三號）抄

一から三まで
略

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法施行令第十三条第一項の改正規定、第十一条中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定（同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）」を加える部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令第二十一条の改正規定、第三十二条の規定、第三十三条中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二百一十一条第一項の改正規定並

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三

の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第九号に係る部分に限る。）、第三条中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る。）及び同令第三十三条第一項第一号の改正規定、第五号中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第九号に係る部分に限る。）、第七号中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第九号に係る部分に限る。）、第九号中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の十一、第九号に係る部分に限る。）、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第九号に係る部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第九号に係る部分に限る。）、第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第四条の四第十三号に係る部分を除く。）、第十六条の規定、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第九号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第九号に係る部分に限る。）、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第四十四条の九第十号に係る部分に限る。）、第二十二号中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。）、並びに第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなすその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規

六 第一条中金融商

の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の九第十三号に係る部分に限る。）、第三号中小企業等協同組合施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第十三号に係る部分に限る。）、第五号中農業協同組合施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第十三号に係る部分に限る。）、第七号中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第十三号に係る部分に限る。）、第九号中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の十一、第十三号に係る部分に限る。）、第十一号中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第十三号に係る部分に限る。）、第十三号中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第十三号に係る部分に限る。）、第十七号中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第十三号に係る部分に限る。）、同令第十五条第十三号に係る部分に限る。）、同令第十五条第十三号に係る部分に限る。）、第二十一号中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第四十四条の九第十三号に係る部分に限る。）、第二十三号中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十三号に係る部分に限る。）、第二十五号中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の二の五第十三号に係る部分に限る。）、及び第二十八号中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の担当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七号第十四号に係る部分に限る。）、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

新金融商品取引法第百五十六條の三十九	新金融商品取引法第百五十六條	新金融商品取引法第百五十六條
第一項	の三十九第二項	

改正法第二条の規定による改正後の無尽規定による改正業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第	改正法第二条の規定による改正業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第	改正法第二条の規定による改正業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第
三項		

改正法第三条の規定
改正法第三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

[illegible]

改正法第五條の規定による改正後の水産業協同組合法第二百一十一條の六第一項	改正法第五條の規定による改正後の水産業協同組合法第二百一十一條の六第二項	改正法第五條の規定による改正後の水産業協同組合法第二百一十一條の六第二項	改正法第五條の規定による改正後の水産業協同組合法第二百一十一條の六第二項
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

改正法第六條の規定による改正後の中小企業等協同組合法の第二十九條の二第一項	改正法第六條の規定による改正後の中小企業等協同組合法の第二十九條の二第二項
改正法第六條の規定による改正後の中小企業等協同組合法の第二十九條の二第一項	改正法第六條の規定による改正後の中小企業等協同組合法の第二十九條の二第二項

券取引法等の一部を正後の証券取引による改正 改正する法律の施行法等の一部を改後の証券取 引に伴う関係法律の整正する法律の施行法等の一 （平成十八年法律第律の整備等に関する法律の施 六十六号）第五十七七する法律第五十行に伴う関 条第二項の規定により七条第二項の規係法律の整 りなおその効力を有定によりなおそ備等に関す するものとされる同の効力を有する法律第五 法第一条の規定によものとされる同十七条第二 る廃止前の抵当証券法第一条の規定項の規定に 業の規制等に関するによる廃止前よりなおそ 法律（昭和六十二年抵当証券業の規の効力を有 法律第百十四号）第制等に関する法するものと 四十三条の二第一項律第四十三條のされる同法	二第二項	第一条の規 定による廢 止前の抵當 証券業の規 制等に関す る法律
---	-------------	---

第五條 この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月一〇日政令第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月二七日政令第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

附則（平成二六年一〇月二二日政令第
三四二号）抄
（施行期日）
第二条 この政令は、金融商品取引法等の一部を

改正する法律（以下「改正法」という。）附則
第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二
十六年十二月一日）から施行する。ただし、第
五条中長期信用銀行法施行令第五条第一項の表

の改正規定、第六条中協同組合による金融事業に関する法律施行令第七條第一項第一号の改正規定及び第七條中労働金庫法施行令第七條第一項の表第三十七條第一項第一号の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

(財務局長等への権限の委任)

第二条 改正法附則第十六條第一項の規定により金融庁長官に委任された改正法附則第十三條第一項から第三項までの規定による届出の受理又は承認（銀行（改正法第十四條の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

第二条第一項に規定する銀行をいう。次項において同じ。）、銀行持株会社（改正法第十四条の

規定による改正後の銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。信用金庫及び信用協同組合に関するものに限る。については、当該届出をしようとする者又は当該承認を受けようとする者の本店（信用金庫又は信用協同組合にあつては、主たる事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

- 2 前項の規定は、金融庁長官の指定する銀行及び銀行持株会社については、適用しない。
- 3 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附則（平成二十七年一月二八日政令第二三三號）
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附則（平成二八年二月三日政令第三八号）抄

1 (施行期日) この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年三月一日)から施行する。

附則（平成二八年二月一七日政令第四
三號）抄

（施行期日）
第一条 この法令は、公布の日（平成二十八年）

年四月一日）から施行する。
附則（平成二九年三月二四日政令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の進展等の環

境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（附則第十九条を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附則 (平成二九年三月二四日政令第四

九号)
(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年五月三〇日政令第一七三號）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第十三条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（労働金庫電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）

第十八条 改正法第七条の規定による改正後の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）。

以下「新労働金庫法」という。）第八十九条の
 第五一項の登録を受けようとする者は、改正法

施行日前においても、新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定を受けるための準備行為)

第十九条 新労働金庫法第八十

よる認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申

請を行うことができる。

(親父傳金屋において言
限り去等の見定の荒替え)

第二十条 改正法附則第七条第二項の規定により

は、新労働金庫法第九十四条第五項及び第六項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「労働金庫法第八十九条の五十一の登録を取り消す」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第七条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新労働金庫法第九十四条第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

附 則（平成三〇年八月一日政令第二四二号）
この政令は、平成三十年八月十六日から施行する。

附 則（令和元年一〇月三〇日政令第一三九号）抄
（施行期日）
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和三年二月三日政令第二一二号）
この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年十一月一日政令第三〇九号）
この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融

の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年八月三日政令第二六八号）
この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月二六日政令第一八六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年十一月六日政令第三一六号）
この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年一月三十一日政令第二二二号）抄
（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年二月九日政令第二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五条 この政令の施行の際現に第四条の規定による改正前の労働金庫法施行令（次項から第四項までにおいて「旧労働金庫法施行令」という。）第六条第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、第四条の規定による改正後の労働金庫法施行令（次項から第四項までにおいて「新労働金庫法施行令」という。）第六条第二項第二号に規定する事務所（次項において「主たる事務所等」という。）に係るものにあっては同号の規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあっては同条第二項第三号の規定により休日として届け出られた日とみなす。

2 この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる事務所等に係るものにあつては新労働金庫法施行令第六条第二項第二号の規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同項第三号の規定による届出とみなす。

3 この政令の施行の際現に旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定により休日として承認を受けている日は、新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号に規定する営業所等（次項において「主たる営業所等」という。）に係るものにあつては同号イの規定により休日として承認を受けた日と、それ以外のものにあつては同号ロの規定により休日として届け出られた日とみなす。

4 この政令の施行の際現にされている旧労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号の規定による承認の申請は、主たる営業所等に係るものにあつては新労働金庫法施行令第七条の二第二項第二号イの規定による承認の申請と、それ以外のものにあつては同号ロの規定による届出とみなす。